

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について

標題のことについては、従来個別事案ごとに業務起因性の判断を行い処理してきたが、その後本省において医学専門家による「石綿による健康障害に関する専門家会議」を設け、石綿による健康障害全般について検討を行ってきたところである。

今般、同専門家会議からその検討結果をとりまとめた報告書が提出されたので、これに基づき、石綿による疾病にかかる労災認定については、今後、下記により取り扱うこととしたので事務処理の遺漏のないようにされたい。

なお、本通達により判断し難い事案については、具体的資料を添えて本省にりん伺されたい。

記

第1 石綿ばく露作業と石綿による疾病

1 石綿ばく露作業

健康障害の発生のおそれのある石綿ばく露作業の主なものには、次のような作業がある。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 次のイからホまでに掲げる石綿製品の製造工程において石綿粉じんのばく露を受ける作業
  - イ 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
  - ロ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高压管、石綿円筒等のセメント製品
  - ハ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
  - ニ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
  - ホ 上記イからニまでに掲げるもののほか、電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電綿絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられる。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (3) 次のイからニまでに掲げる石綿若しくは石綿製品の取扱い又は石綿製品を被覆材若しくは建材として用いた建造物の補修、解体等の作業工程において石綿粉じんのばく露を受ける作業
  - イ 石綿の吹付け
  - ロ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱被覆
  - ハ 石綿製品を被覆材又は建材として用いた建物、その附属施設、船舶等の補修又は解体

ニ 上記イからハまで掲げるもののほか、石綿製品の加工工程における切断等これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業

## 2 石綿による疾病

石綿ばく露との関連が明らかにされている主な疾病としては次の疾病がある。

- (1) 石綿肺
- (2) 肺がん
- (3) 胸膜又は腹膜の中皮腫

## 第2 石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について

### 1 石綿肺又は合併症の取扱い

石綿ばく露作業(前記第1の(1)から(3)までに掲げる作業をいい、じん肺法施行規則別表第1に掲げる作業以外の作業を含む。以下同じ。)に従事しているか又は従事したことのある労働者(以下「石綿ばく露作業従事労働者」という。)に発生した疾病であって、じん肺法に規定するじん肺管理区分の管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病(石綿肺がじん肺管理区分の管理4である場合を含む。)は、労働基準法施行規則別表第1の2第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

### 2 肺がんの取扱い

#### (1) 石綿肺合併肺がん

石綿肺の所見がじん肺法に定めるエックス線写真の像の第1型以上である石綿ばく露作業従事労働者に発生した原発性の肺がんは、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

なお、地方じん肺診査医の判定によりエックス線写真の像が第1型には至っていないが石綿肺の所見があると認められる者については、上記有所見者と同様に取り扱うこと。

#### (2) 石綿肺の所見が無所見の者に発生した肺がん

石綿肺の所見がエックス線写真像で認められない石綿ばく露作業従事労働者に発生した原発性の肺がんであって、次のイ及びロのいずれの要件をも満たす場合には、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が概ね10年以上の者に発生したものであること。

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる医学的所見が得られているものであること。

(イ) 吸気時における肺底部の持続性捻髪音、胸部エックス線写真による胸膜の肥厚斑影又はその石灰化像、かくたん中の石綿小体等の臨床所見

(ロ) 経気管支鏡的肺生検、開胸生検、剖検等に基づく肺のびまん性線維増殖、胸膜の硝子性肥厚又は石灰沈着(結核性胸膜炎、外傷等石綿ばく露以外の原因による病変を除く。後記3の(1)のロの場合において同じ。)、肺組織内の石綿線維又は石綿小体等の病理学的所見

なお、上記(1)、(2)においては、石綿肺合併肺がん症例における石綿ばく露開始から肺がん発生までの期間(以下「潜伏期間」という。)は、概ね10年ないし20年のものが多いとされているが、それよりも短い例も長い例も知られており、退職後に発生することも少なくないので十分留意すること。

#### (3) 上記(1)又は(2)に該当するもの以外の肺がん

石綿ばく露作業従事労働者に発生した肺がんのうち、上記(1)又は(2)に該当しない肺がんについては、例えば、比較的短期間高濃度の石綿ばく露を受ける作業又は一時的に高濃度の石綿ばく露を間欠的に受ける作業(前記第1の1の(3)参照)に従事した労働者に肺がん発生

がみられたこともあるので、かかる労働者に発生した肺がんについては、石綿ばく露作業の内容、同従事歴、臨床所見、病理学的所見等を調査のうえ関係資料を添えて本省にりん伺すること。

### 3 中皮腫の取扱い

#### (1) 胸膜又は腹膜の中皮腫

石綿ばく露作業従事労働者に発生した胸膜又は腹膜の原発性中皮腫であって、次のイ及びロのいずれの要件をも満たす場合には、労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が概ね5年以上の者に発生したものであること。

ロ 次の(イ)又は(ロ)に掲げる医学的所見が得られているものであること。

(イ) じん肺法に定めるエックス線写真の像の第1型以上である石綿肺の所見

(ロ) 上記(イ)の所見が認められない例については、剖検等に基づく肺のびまん性線維増殖、胸膜の硝子性肥厚又は石灰沈着、肺組織内の石綿線維又は石綿小体等の病理学的所見

なお、石綿ばく露労働者に係る胸膜又は腹膜の中皮腫症例における潜伏期間は、概ね20年ないし30年のものが多いとされているが、それよりも短い例も長い例も知られており、前記2の(2)の石綿肺合併肺がんの場合と同様退職後に発生することもあるので十分留意すること。

また、地方じん肺診査医の判定によりエックス線写真の像が第1型には至っていないが石綿肺の所見があると認められる者については、上記(イ)の有所見者と同様に取り扱うこと。

#### (2) 上記(1)に該当するもの以外の中皮腫

石綿ばく露作業従事労働者に発生した中皮腫のうち、上記(1)に該当しない胸膜若しくは腹膜の中皮腫、心膜の中皮腫等胸膜若しくは腹膜以外の部位に生じた中皮腫又は病理学的所見は得られているが中皮腫の診断が困難である事案については、石綿ばく露作業の内容、同従事歴、臨床所見等を併せ調査のうえ関係資料を添えて本省にりん伺すること。

### 4 その他の部位のがん

石綿ばく露作業従事労働者に発生した肺がん及び胸膜又は腹膜の中皮腫以外のがんについては、現時点では石綿ばく露との関連性が必ずしも明らかでないので、原則として補償の対象とはならない。ただし、業務に起因した肺がん若しくは中皮腫の他部位への転移がん又は診断の技術的困難さのため消化管のがん、がん性悪液質等とされていたものであっても病理組織学的診断により石綿ばく露に関連した腹膜の中皮腫と認められる場合は当然補償の対象となるので、その取り扱いには十分留意すること。